

## 高石市における災害時の医薬品等の確保に関する体制構築について

### 【現状】

令和4年に市と薬剤師会との間に、災害発生時における、医療救護活動（傷病者及び避難者に対する調剤、服薬指導や医薬品の管理等の従事要請や、医薬品の提供要請等）についての協定を締結。

また、令和3年に調剤薬を除く医薬品・医療用品等の物資調達について、スギ薬局と協定を締結。協定締結後の訓練や災害発生時についての打ち合わせ等を行っていない。

### 【今後】

地域防災計画において、災害時医療体制の整備、医療救護活動、医師会・保健所・医療機関との連絡・応援要請等、医療資機材及び薬剤の調達及び確保、医療機関の被害状況の調査・報告については保健福祉部が担うこととなっているが、災害時に使用できる医療機関への連絡ツールがない。

そのため、令和8年度予算に、医師会や薬剤師会等に対し、協力要請や状況照会を行うための携帯電話（スマートフォン）を保有するための予算を要求。

携帯の購入後は、連絡ツール（スマートフォンアプリ）を活用し、医師会や薬剤師会等との連絡体制の構築を行うとともに、連絡ツールを用いた訓練等が行えるよう、各機関と協議を進めていく。

また、災害発生時の役割分担や必要物品等を各機関で共有し、マニュアル等の作成のために協議を進めていく。